



鳥取県公報

平成 28 年 12 月 22 日(木)
号外第 1 1 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（27）（給与課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

人 事 委 員 会 規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月22日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第27号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(介護をする職員等)</p> <p>第1条の8 条例第3条第4項第1号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者<u>(第2号に掲げる者</u><u>にあっては、職員と同居しているものに限る。)</u>とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 条例第3条第4項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある子<u>(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)</u>第2条第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。))を含む。(次号を除き、以下同じ。))の養育をする職員</p> <p>(2) 略</p> <p>第10条の4 前条第1項の請求書が提出された日から制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)</u>又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことによ</p>	<p>(介護をする職員等)</p> <p>第1条の8 条例第3条第4項第1号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者であつて<u>職員と同居しているもの</u>とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 条例第3条第4項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある子の養育をする職員</p> <p>(2) 略</p> <p>第10条の4 前条第1項の請求書が提出された日から制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

り当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等であつた場合

(6) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第10条第1項に規定する職員に該当しなくなつた場合

2～4 略

第10条の6 条例第10条第2項又は第3項の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)～(3) 略

(4) 請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等であつた場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第10条第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなつた場合

2～4 略

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第10条の7 略

2 第10条の3及び第10条の4（同条第1項第3号から第6号までを除く。）の規定は、要介護者（条例第10条第4項に規定する要介護者をいう。以下この項、第10条の9及び第16条において同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の3第1項中「第10条第1項」とあるのは「第10条第4項」と、第10条の4第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第10条の8 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、条例第10条第5項及び第6項の請求（以下この条及び次条において「請求」という。）に係る

2～4 略

第10条の6 条例第10条第2項又は第3項の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

(1)～(3) 略

2～4 略

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第10条の7 略

2 第10条の3及び第10条の4（同条第1項第3号及び第4号を除く。）の規定は、要介護者（条例第10条第4項に規定する要介護者をいう。以下この項、第10条の9及び第16条において同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の3第1項中「第10条第1項」とあるのは「第10条第4項」と、第10条の4第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなつた」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第10条の8 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、条例第10条第5項の請求（以下この条及び次条において「請求」という。）に係る一の期間の

一の期間の初日（以下この条及び次条において「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求を行うものとする。

2 任命権者は、請求があった場合には、条例第10条第6項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 任命権者は、請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求があった場合で、条例第10条第6項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4・5 略

（介護休暇）

第17条 条例第17条第2項第1号に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）は、職員の申出に基づき、任命権者が指定する。

2 前項に規定する職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第6項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

4 職員は、第2項の申出に基づき前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、任命権者に対して申し出なければならない。

5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第3項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者

初日（以下この条及び次条において「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求を行うものとする。

2 任命権者は、請求があった場合には、条例第10条第5項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 任命権者は、請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求があった場合で、条例第10条第5項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4・5 略

（介護休暇）

第17条 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

は、それぞれ、申出の期間又は第2項の申出に基づき第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長の申出の期間」という。）の全期間にわたり第20条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長の申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

7 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第17条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第17条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業又は条例第17条第1項第3号の規定による子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業又は子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（無給休暇の承認）

第20条 任命権者は、無給休暇の請求について、条例第17条第1項第1号から第4号までに定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

（無給休暇の承認）

第20条 任命権者は、無給休暇の請求について、条例第17条第1項第1号から第3号までに定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

<p>(無給休暇の請求)</p> <p>第22条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。</p> <p>2 前項の<u>介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間(当該指定期間が2週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間)</u>について一括して請求しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(子育て部分休暇に係る子が死亡した場合等の届出)</p> <p>第24条 子育て部分休暇をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>子育て部分休暇に係る子について、特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)</u>又は<u>養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる場合のほか、当該休暇をしている職員が条例第17条第1項第3号に規定する職員に該当しなくなった場合</u></p> <p>2 略</p>	<p>(無給休暇の請求)</p> <p>第22条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>条例第17条第2項第1号に規定する介護を必要とする1の継続する状態</u>について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(子育て部分休暇に係る子が死亡した場合等の届出)</p> <p>第24条 子育て部分休暇をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>
---	--

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(介護をする職員等)</p> <p>第1条の8 条例第3条第4項第1号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者<u>(第2号に掲げる者</u>にあつては、職員と同居しているものに限る。)とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 条例第3条第4項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>(介護をする職員等)</p> <p>第1条の8 条例第3条第4項第1号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者であつて<u>職員と同居</u>しているものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 条例第3条第4項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

(1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日の間に
ある子（地方公務員の育児休業等に関する法律
（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」と
いう。）第2条第1項において子に含まれるもの
とされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護
対象者等」という。）を含む。（次号を除き、以
下同じ。））の養育をする職員

(2) 略

第9条の4 前条第1項の請求書が提出された日から
制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいづれ
かの事由が生じた場合には、請求はされなかったも
のとみなす。

(1)～(4) 略

(5) 請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象
者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2
第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終
了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定し
た場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1
項第3号の規定による措置が解除されたことによ
り当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でな
くなった場合

(6) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、
当該請求をした職員が条例第8条第1項に規
定する職員に該当しなくなった場合

2～4 略

第9条の6 条例第8条第2項又は第3項の請求がさ
れた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各
号に掲げるいづれかの事由が生じた場合には、当該
請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) 略

(4) 請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象
者等が民法第817条の2第1項の規定による請求
に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁
組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養
子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項
第3号の規定による措置が解除されたことにより
当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなく
なった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、
当該請求をした職員がそれぞれ条例第8条第
2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなっ
た場合

(1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日の間に
ある子の養育をする職員

(2) 略

第9条の4 前条第1項の請求書が提出された日から
制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいづれ
かの事由が生じた場合には、請求はされなかったも
のとみなす。

(1)～(4) 略

2～4 略

第9条の6 条例第8条第2項又は第3項の請求がさ
れた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各
号に掲げるいづれかの事由が生じた場合には、当該
請求はされなかったものとみなす。

(1)～(3) 略

2～4 略

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条の7 略

2 第9条の3及び第9条の4（同条第1項第3号から第6号までを除く。）の規定は、要介護者（条例第8条第4項に規定する要介護者をいう。以下この項、第9条の9及び第15条において同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の3第1項中「第8条第1項」とあるのは「第8条第4項」と、第9条の4第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第9条の8 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、条例第8条第5項及び第6項の請求（以下この条及び次条において「請求」という。）に係る一の期間の初日（以下この条及び次条において「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求を行うものとする。

2 市町村教育委員会は、請求があった場合には、条例第8条第6項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 市町村教育委員会は、請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求があった場合で、条例第8条第6項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4・5 略

(介護休暇)

第16条 条例第15条第2項第1号に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）は、職員の申出に基づき、市町村教育委員会が指定する。

2 前項に規定する職員の申出は、指定期間の指定を

2～4 略

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条の7 略

2 第9条の3及び第9条の4（同条第1項第3号及び第4号を除く。）の規定は、要介護者（条例第8条第4項に規定する要介護者をいう。以下この項、第9条の9及び第15条において同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の3第1項中「第8条第1項」とあるのは「第8条第4項」と、第9条の4第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第9条の8 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、条例第8条第5項の請求（以下この条及び次条において「請求」という。）に係る一の期間の初日（以下この条及び次条において「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求を行うものとする。

2 市町村教育委員会は、請求があった場合には、条例第8条第5項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 市町村教育委員会は、請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求があった場合で、条例第8条第5項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4・5 略

(介護休暇)

第16条 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始

希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、市町村教育委員会に対し行わなければならない。

- 3 市町村教育委員会は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第6項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
- 4 職員は、第2項の申出に基づき前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、市町村教育委員会に対して申し出なければならない。
- 5 市町村教育委員会は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第3項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 6 第3項又は前項の規定にかかわらず、市町村教育委員会は、それぞれ、申出の期間又は第2項の申出に基づき第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長の申出の期間」という。）の全期間にわたり第20条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長の申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 7 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第16条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

- 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤

業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(介護時間)

第16条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業又は条例第15条第1項第3号の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

(無給休暇の承認)

第19条 市町村教育委員会は、無給休暇の請求について、条例第15条第1項第1号から第4号までに定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(無給休暇の請求)

第21条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して市町村教育委員会に請求しなければならない。

2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間）について一括して請求しなければならない。

3・4 略

(子育て部分休暇に係る子が死亡した場合等の届出)

第23条 子育て部分休暇をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を市町村教育委員会に届け出なければならない。

(1)～(3) 略

(4) 子育て部分休暇に係る子について、特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま

(無給休暇の承認)

第19条 市町村教育委員会は、無給休暇の請求について、条例第15条第1項第1号から第3号までに定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(無給休暇の請求)

第21条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して市町村教育委員会に請求しなければならない。

2 前項の場合において、条例第15条第2項第1号に規定する介護を必要とする1の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

3・4 略

(子育て部分休暇に係る子が死亡した場合等の届出)

第23条 子育て部分休暇をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を市町村教育委員会に届け出なければならない。

(1)～(3) 略

<p><u>児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる場合のほか、当該休暇をしている職員が条例第15条第1項第3号に規定する職員に該当しなくなった場合</u></p> <p>2 略</p>	<p>2 略</p>
--	------------

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。